

日常生活自立支援事業とは

認知症高齢者や知的・精神障がい者等の判断能力が十分でない方々が、できる限り地域で安心して自立した生活を送られるよう支援させていただくサービスです。利用される方と島根県社会福祉協議会及び浜田市社会福祉協議会が契約しますので、ご本人が契約内容をご理解いただけることが必要です。

★事業内容

①福祉サービスの利用援助

例：様々な福祉サービス（高齢者や障害福祉のサービス）の利用に関する情報の提供や相談／入所している施設等に関する利用料の支払い等

②日常的金銭管理サービス

例：税金や光熱水費の支払い／医療費の支払い／年金等の受領に必要な手続き等

③書類等の預かりサービス（年金証書、通帳、実印等）

④定期訪問による状態把握

★利用料について

- ・利用料：1回（約1時間）あたり1,400円と交通費（距離による実費）
ただし、生活保護世帯の方は公費につき、原則無料です。
- ・書類等預かりサービス：200円／月

★主な効果

- ・親族等からの金銭虐待の防止、悪質商法被害の防止
- ・公共料金等の支払遅延を防止できる
- ・お金を計画的に使用できるようになる
- ・通帳・印鑑の紛失がなくなる
- ・見守り活動の一環となり、本人の生活が安定する



★生活支援員の活動例

- ①自宅～社会福祉協議会へ（本所・各支所）：基本は自家用車
通帳等授受簿に押印 ⇒ 本日の活動内容を専門員より確認 ⇒ 通帳を専門員から授受
- ②利用者宅へ訪問
身体状況や生活状況をチェック ⇒ 出入金する金額の確認、代行等の手続き
⇒ 必要に応じて出納帳・レシートの確認
- ③金融機関へ訪問（出入金、振込）
- ④支払い（各医療機関、福祉関係施設、ヘルパーへ預け金等）
- ⑤利用者宅へ訪問（受渡し）
支援内容の報告・確認 ⇒ 「払戻し・支払い等依頼書」へサインをもらう
- ⑥社会福祉協議会へ戻り、ケース記録記入（通帳・領収証等専門員へ返却）